

第6節 障害者（児）保健・福祉

1 障害者手帳

(1) 身体障害者手帳交付

根拠法令等	身体障害者福祉法	負担割合	—
-------	----------	------	---

<目的・事業内容>

疾病や事故等が原因で身体に永続的な障害がある者に対して、障害の程度に応じて等級を確認のうえ手帳を交付する。手帳交付を受けることにより、障害者福祉の制度を利用できる。

<対象者>

身体障害者福祉法施行規則別表第五号の身体障害者障害程度等級表に該当する身体障害

<実績>

① 身体障害者手帳交付の状況

(令和6年3月31日現在)

区分 \ 等級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
視覚障害		161	144	17	25	55	30	432
聴覚平衡機能障害		31	86	71	157	5	156	506
音声・言語・そしゃく機能障害		3	3	36	32			74
肢体不自由		457	560	397	634	357	210	2,615
内 部 障 害	心臓	555	10	205	246			1,016
	じん臓	376	1	4	0			381
	呼吸器	16	0	21	13			50
	ぼうこう・直腸	2	0	10	183			195
	小腸	0	0	1	0			1
	免疫	5	3	1	2			11
	肝臓	6	0	1	0			7
	小計	960	14	243	444			1,661
合 計		1,612	807	764	1,292	417	396	5,288

※等級は総合等級、障害名は重複障害の場合は等級の重い方

② 身体障害者手帳交付の推移

(各年度末現在)

区分 \ 年度		R1	R2	R3	R4	R5
視覚障害		704	479	466	433	432
聴覚平衡機能障害		691	496	503	503	506
音声・言語・そしゃく機能障害		105	86	79	76	74
肢体不自由		3,816	2,917	2,832	2,717	2,615
内 部 障 害	心臓	1,158	1,120	1,075	1,120	1,016
	じん臓	424	417	407	417	381
	呼吸器	57	55	52	55	50
	ぼうこう・直腸	197	198	183	198	195
	小腸	1	1	1	1	1
	免疫	10	10	11	10	11
	肝臓	7	7	7	7	7
	小計	1,854	1,808	1,736	1,808	1,661

合 計	7,723	5,832	5,688	5,475	5,288
-----	-------	-------	-------	-------	-------

※R2 年度より交付者数が減少しているのは、国の通知を受けて、死亡が確認できた交付者について、家族等による手帳の返還届の提出を待たずに喪失処理を行うこととしたため。

(2)療育手帳交付

根拠法令等	厚生省発児第156号厚生事務次官通知	負担割合	—
-------	--------------------	------	---

<目的・事業内容>

知的機能の障害が発達期（概ね18歳まで）に現れ、日常生活に支障が生じている者へ手帳を交付し、必要な援護を行うもの。

<実 績>

(各年度末現在)

年度 区分	R1	R2	R3	R4	R5
A（最重度・重度）	680	681	676	685	694
B（中度・軽度）	772	825	864	877	915
計	1,452	1,506	1,540	1,562	1,609

(3)精神障害者保健福祉手帳交付

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	負担割合	—
-------	---------------------	------	---

<目的・事業内容>

精神障害者への福祉サービスの向上のため、一定の精神障害の状態を証することを目的として交付されるものであり、市は申請の受付と県で決定した手帳を交付するもの。

<実 績>

① 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況（累計）

(各年度末現在)

年度 等級	R1	R2	R3	R4	R5
1 級	180	192	182	180	173
2 級	958	990	1,038	1,083	1,138
3 級	315	315	324	353	384
計	1,453	1,497	1,544	1,616	1,695

※改正精神保健及び精神障害者福祉に関する法律により、性別区分が撤廃された。(平成26年4月1日施行)

② 精神通院医療公費負担利用者数

(各年度末現在)

年度	R1	R2	R3	R4	R5
利用者数	2,746	2,327	2,855	2,846	2,874

※年度末時点で有効期間を有する利用者数を計上している。R2年度が前年度と比較して大幅に減少しているのは、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた有効期間の延長等の措置によるものと考えられる。

(4)福祉の制度一覧表(1)

障 害 等 の 種 別 等 級		公 共 料 金 な ど の 割 引 ・ 助 成										税 金			日常生活の援助		
		タクシ ー 料 金		鉄 道 運 賃 割 引	バ ス 運 賃 割 引	国 内 線 航 空 割 引	NHK 受 信 料		電 話 番 号 案 内 料 の 免 除	有 料 道 路 の 割 引	携 帯 電 話 基 本 使 用 料 等 の 割 引	特 別 障 害 者 控 除	障 害 者 控 除	自 動 車 税 (種 別 割)・ 軽 自 動 車 税 (種 別 割 境 性 能 割 <th rowspan="2">車 い す 貸 出 し</th> <th rowspan="2">補 装 具</th> <th rowspan="2">日 常 生 活 用 具</th>	車 い す 貸 出 し	補 装 具	日 常 生 活 用 具
		福 祉 タ ク シ ー 利 用 券	一 割 引				全 額 免 除	半 額 免 除									
視 覚	1	△	○	○	○	△	△	△	○	△	○	○		△	○	△	△
	2	△	○	○	○	△	△	△	○	△	○	○		△	○	△	△
	3		○	○	○	△	△	△	○	△	○		○	△	○	△	△
	4		○	○	○	△	△	△	○	△	○		○	△	○	△	△
	5		○	○	○	△	△	△	○	△	○		○		○	△	△
	6		○	○	○	△	△	△	○	△	○		○		○	△	△
聴 覚 ・ 平 衡	2	△	○	○	○	△	△	△		△	○	○		△	○	△	△
	3		○	○	○	△	△	△		△	○		○	△	○	△	△
	4		○	○	○	△	△	△		△	○		○		○	△	△
	5		○	○	○	△	△	△		△	○		○		○	△	△
	6		○	○	○	△	△	△		△	○		○		○	△	△
音 声 語 言 そ し ゃ く	3		○	○	○	△	△			△	○		○	△	○	△	△
	4		○	○	○	△	△			△	○		○		○	△	△
肢 体 不 自 由	1	△	○	○	○	△	△	△	△	△	○	○		△	○	△	△
	2	△	○	○	○	△	△	△	△	△	○	○		△	○	△	△
	3		○	○	○	△	△			△	○		○	△	○	△	△
	4		○	○	○	△	△			△	○		○	△	○	△	△
	5		○	○	○	△	△			△	○		○	△	○	△	△
	6		○	○	○	△	△			△	○		○	△	○	△	△
内 部	1	△	○	○	○	△	△	△		△	○	○		△	○	△	△
	2	△	○	○	○	△	△	△		△	○	○		△	○	△	△
	3		○	○	○	△	△			△	○		○	△	○	△	△
	4		○	○	○	△	△			△	○		○		○	△	△
知 的 障 害	A	△	○	○	○	△	△	△	○	△	○	○		△	○		△
	B		○	○	○	△	△		○		○		○	△	○		
精 神	1		△	△	△	△	△	△	○		○	○		△	○		
	2		△	△	△	△	△		○		○		○		○		
	3		△	△	△	△	△		○		○		○		○		
難病															○	△	△

○…… 対象

△…… 状況により対象

福祉の制度一覧表(2)

障害等の種別 等 級		サービス		社会参加			手 当 ・ 年 金 等						医療の給付・助成						
		障害福祉サービス	地域生活支援事業	郵便不在者投票	自動車運転免許取得助成	自動車改造助成	障害基礎年金	扶養共済	特別障害者手当	障害児福祉手当	特別児童扶養手当	生活福祉資金貸付	腎臓疾患患者福祉給付金	自立支援医療			重度障害者医療	後期高齢者医療	
														更生医療	精神通院医療	育成医療			
視 覚	1	△	△				手帳の障害程度とは必ずしも一致しません。詳しくは、保険年金課又は大牟田年金事務所へ。	△	△	△	手帳の障害程度とは必ずしも一致しません。詳しくは、福祉課障害福祉担当へ。	△		△		△	△	△	
	2	△	△					△	△	△		△		△		△	△	△	
	3	△	△					△	△	△		△		△		△	△	△	
	4	△	△						△	△		△		△		△			
	5	△	△						△	△		△		△		△			
	6	△	△						△	△		△		△		△			
聴覚・平衡	2	△	△		△			△	△	△		△		△		△	△	△	△
	3	△	△		△			△	△	△		△		△		△	△	△	
	4	△	△		△				△	△		△		△		△			
	5	△	△						△	△		△		△		△			
	6	△	△						△	△		△		△		△			
音声言語 そしゃく	3	△	△		△			△	△	△		△		△		△	△	△	△
	4	△	△		△				△	△		△		△		△		△	
肢体不自由	1	△	△	△	△	△		△	△	△		△		△		△	△	△	△
	2	△	△	△	△	△		△	△	△		△		△		△	△	△	△
	3	△	△		△	△		△	△	△		△		△		△	△	△	△
	4	△	△		△	△			△	△		△		△		△		△	
	5	△	△			△			△	△		△		△		△			
	6	△	△			△			△	△		△		△		△			
内 部	1	△	△	△	△			△	△	△		△	△	△		△	△	△	△
	2	△	△	△	△			△	△	△		△	△	△		△	△	△	△
	3	△	△	△	△			△	△	△		△	△	△		△	△	△	△
	4	△	△		△				△	△		△	△	△		△			
知的 障害	A	△	△		△			△	△	△		△					△	△	
	B	△	△		△			△	△	△		△					△		
精 神	1	△	△					△	△	△		△	△			△		△	△
	2	△	△					△	△	△		△	△			△			△
	3	△	△					△	△	△		△	△			△			
難病		△	△							△		△	△	△					

○…… 対象 △…… 状況により対象

2 障害者福祉施策

(1)障害支援区分認定

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	負担割合	市 10/10
-------	------------------------------	------	---------

<目的・事業内容>

介護給付等の受給を希望する障害者が障害支援区分の認定を受けるため、支援区分の調査及び審査を行う。

<実 績>

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
認定件数 (件)	284	369	365	341	428
審査会開催回数 (回)	14	21	18	16	23

(2)介護給付

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市 1/4
-------	------------------------------	------	---------------------

<目的・事業内容>

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うホームヘルプや自宅で介護する人が病気の場合などに短期間、夜間も含め施設で介護を行う短期入所、昼間、入浴等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する生活介護、施設に入所する人に夜間や休日に介護を行う施設入所支援などの介護の支援を行う。

<実 績>

区分 \ 年度		R1	R2	R3	R4	R5
ホームヘルプ	利用時間 (延)	89,094	89,354	92,115	88,936	84,732
	事業費 (千円)	415,865	426,651	456,947	454,792	462,836
短期入所	利用日数 (延)	2,339	1,393	964	919	1,558
	事業費 (千円)	20,650	8,614	8,931	9,102	15,646
重度訪問介護	利用時間 (延)	4,706	5,421	5,752	7,182	8,807
	事業費 (千円)	12,498	16,124	18,965	24,109	28,125
行動援護	利用時間 (延)	566	816	662	681	838
	事業費 (千円)	3,137	5,195	4,367	4,543	5,333
同行援護	利用時間 (延)	16,983	14,866	14,315	15,014	15,623
	事業費 (千円)	73,076	70,840	69,151	73,829	76,479
療養介護	利用人数 (延)	347	362	358	363	379
	事業費 (千円)	90,840	95,440	96,351	98,853	10,335
生活介護	利用回数 (延)	96,507	96,289	94,616	92,633	93,019
	事業費 (千円)	1,011,670	1,021,647	1,068,047	1,052,557	1,076,815
施設入所支援	利用人数 (延)	2,707	2,698	2,666	2,658	2,618
	事業費 (千円)	322,880	332,341	342,738	348,089	352,006

(3)訓練等給付

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市 1/4
-------	------------------------------	------	---------------------

<目的・事業内容>

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のための必要な訓練や一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練及び夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。

<実 績>

年度 区分		R1	R2	R3	R4	R5
自立訓練	利用回数（延）	12,037	7,012	13,210	10,310	9,863
	事業費（千円）	73,977	53,175	61,985	66,279	63,345
就労移行支援	利用回数（延）	12,956	11,542	8,139	6,244	7,231
	事業費（千円）	125,161	110,702	88,007	69,465	81,388
就労継続支援	利用回数（延）	102,633	109,704	113,101	111,988	113,068
	事業費（千円）	714,935	810,141	872,467	903,892	965,667
就労定着支援	利用人数（延）	490	501	405	295	230
	事業費（千円）	15,443	13,185	10,282	8,735	7,471
グループホーム	利用回数（延）	48,554	52,429	57,612	63,795	71,891
	事業費（千円）	242,557	270,108	322,566	377,707	454,796

(4) 障害者入所系支援施設の利用状況

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	負担割合	—
-------	------------------------------	------	---

<目的・事業内容>

障害者の福祉を図るため、その者の更生を援助し、又は必要な保護を行う。

<施設概要>

（令和6年3月31日現在）

種別	利用数（人）	利用施設数
施設入所支援	223 人	54 施設
グループホーム	234 人	81 施設
合計	457 人	135 施設

(5) 地域相談支援給付

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市 1/4
-------	------------------------------	------	---------------------

<目的・事業内容>

障害者支援施設、精神科病院に入所又は入院している障害者を対象に住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行う。居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。

<実 績>

年度 区分		R1	R2	R3	R4	R5
地域移行支援	利用人数（延）	0	5	0	0	8
	事業費（千円）	0	122	0	0	192,920
地域定着支援	利用人数（延）	0	0	0	0	0
	事業費（千円）	0	0	0	0	0

(6)計画相談支援給付

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市 1/4
-------	------------------------------	------	---------------------

<目的・事業内容>

サービス等利用計画の作成、サービス事業者等との連絡調整、サービス等の利用状況の検証等を行い、障害者（児）の自立した生活を支え障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行う。

<実 績>

年度 区分		R1	R2	R3	R4	R5
計画相談支援	利用人数（延）	3,398	3,887	3,771	3,866	4,004
	事業費（千円）	55,573	64,093	65,603	69,425	71,588

(7)障害児通所給付

根拠法令等	児童福祉法	負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市 1/4
-------	-------	------	---------------------

<目的・事業内容>

未就学の障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う児童発達支援、就学中の障害児に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う放課後等デイサービス、保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行う保育所等訪問支援などを行う。

<実 績>

年度 区分		R1	R2	R3	R4	R5
児童発達支援	利用日数（延）	10,655	9,363	9,127	9,445	10,402
	事業費（千円）	74,450	99,473	140,848	143,896	151,810
放課後等 デイサービス	利用日数（延）	23,971	25,545	29,718	34,622	46,997
	事業費（千円）	222,032	244,743	300,937	347,862	447,049
保育所等訪問支援	利用日数（延）	19	35	32	88	252
	事業費（千円）	339	619	663	1,850	5,194

(8)障害児相談支援給付

根拠法令等	児童福祉法	負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市 1/4
-------	-------	------	---------------------

<目的・事業内容>

障害児支援利用計画の作成、サービス事業者等との連絡調整、サービス等の利用状況の検証等を行い、障害児の自立した生活を支え障害児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行う。

<実 績>

年度 区分		R1	R2	R3	R4	R5
障害児相談支援	利用人数（延）	655	637	872	944	1,158
	事業費（千円）	11,649	11,730	15,865	18,161	22,229

(9)補装具の交付及び修理状況

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市 1/4
-------	------------------------------	------	---------------------

<目的・事業内容>

障害により失われた身体機能を補完又は代替し、身体障害者（児）の日常生活の向上を図ることを目的として、交付や修理を行う。

<実 績>

年度 区分		R1	R2	R3	R4	R5
補聴器	交付件数	59	57	69	61	58
	修理件数	8	16	14	17	30
	金額(千円)	3,335	3,418	4,527	4,306	3,992
義肢	交付件数	7	2	1	2	3
	修理件数	7	11	6	9	6
	金額(千円)	2,717	2,698	1,533	2,657	3,332
車椅子	交付件数	14	27	24	18	14
	修理件数	39	27	37	36	33
	金額(千円)	5,653	8,049	7,463	5,292	5,934
装具	交付件数	29	24	31	29	16
	修理件数	10	16	10	5	3
	金額(千円)	2,374	2,026	2,005	1,957	1,126
安全杖	交付件数	9	9	10	8	11
	修理件数	0	0	0	1	0
	金額(千円)	51	37	57	45	60
その他	交付件数	26	10	18	17	16
	修理件数	2	2	5	5	2
	金額(千円)	3,298	1,234	3,179	3,514	1,771
計	交付件数	144	129	153	135	118
	修理件数	66	72	72	73	74
	金額(千円)	17,428	17,462	18,767	17,772	16,215

(10)軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業

根拠法令等	福岡県軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業補助金交付要綱、大牟田市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱	負担割合	県 1/2, 市 1/2
-------	---	------	--------------

<目的・事業内容>

18歳未満の児童で、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対し、言語の習得や健全な発達を支援することを目的として、補聴器の購入費用を一部助成する。

<実 績>

年度 区分		R1	R2	R3	R4	R5
交付件数		2	0	2	8	4
金額(千円)		64	0	77	310	151

※平成26年10月から開始

(11)更生医療の給付

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市 1/4
-------	------------------------------	------	---------------------

<目的・事業内容>

障害部位の手術等により、機能の改善や維持が保たれる等の治療効果が期待される場合に、日常生活や社会活動力、職業能力を回復又は向上させることを目的として給付する。

<実 績>

年度 区分		R1	R2	R3	R4	R5
じん臓	件数	7,847	7,744	7,715	7,515	7,278
	金額(千円)	311,762	269,970	291,066	260,224	232,506
心臓	件数	52	34	24	35	42
	金額(千円)	23,937	10,365	7,762	14,180	2,869
その他	件数	74	73	87	79	69
	金額(千円)	17,611	13,307	20,725	18,786	8,947
計	件数	7,973	7,851	7,826	7,629	7,389
	金額(千円)	353,311	293,642	319,553	293,190	244,322

(12)療養介護医療の給付

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市 1/4
-------	------------------------------	------	---------------------

<目的・事業内容>

医療と常時介護を必要とする場合に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う。そのうち医療に係るものを療養介護医療として給付する。

<実 績>

年度 区分		R1	R2	R3	R4	R5
療養介護医療	利用人数(延)	349	360	354	363	379
	金額(千円)	25,346	25,269	23,946	24,565	25,301

(13)相談支援事業

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	負担割合	市 10/10
-------	------------------------------	------	---------

<目的・事業内容>

本人や家族等からの障害者等の福祉に関する様々な相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行う。

相談支援事業委託状況

相談支援事業者	事業所住所	TEL FAX
あじさい	原山町 1-6	55-8555 55-8570

サンローレル	萩尾町 2-273-1	88-8135 88-8136
ハーツ	上町 1-2-5-1	59-0803 59-0806
ともだちのいえ	新町 346-3	32-9728 32-9499

<実 績>

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
利用件数（延数）	17, 223	20, 044	19, 454	18, 104	19, 255
事業費（千円）	23, 590	23, 590	23, 590	23, 590	29, 067
事業所数	4	4	4	4	4

(14) 権利養護事業 相談担当

根拠法令等	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律	負担割合	—
-------	-------------------------------	------	---

<目的・事業内容>

平成24年10月の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行に伴い、障害者に対する虐待の防止や障害者の保護のほか、養護者の支援等を行う。

また、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な障害者に対し支援を行うため、成年後見制度の紹介を行うとともに、審判請求ができない方に対しては市が申立てを行う。

虐待に対する対応

(単位：件)

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
虐待の通報〈届出〉件数	3	10	4	0	3
うち、虐待として対応した件数	0	4	1	0	3
うち、やむを得ない措置	0	0	0	0	0
緊急保護	0	0	1	0	0

虐待の内容（重複あり）

(単位：件)

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
身体的虐待	1	2	2	0	1
介護・世話の放棄・放任	0	0	1	0	1
心理的虐待	0	1	2	0	2
性的虐待	0	0	0	0	0
経済的虐待	2	9	3	0	1

成年後見制度市長申立て

(単位：件)

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
申立て済	0	2	1	3	1
後見等開始	0	2	1	3	1

(15) 移動支援事業

① 移動支援事業

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市 1/4
-------	------------------------------	------	---------------------

<目的・事業内容>

屋外での移動が困難な障害のある人について、外出の為の支援を行う。

<実 績>

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
延利用時間	30,320	26,246	26,558	28,343	32,146
事業費（千円）	96,954	90,931	94,014	101,676	105,886

② 身体障害者外出援助サービス事業

根拠法令等	大牟田市外出援助サービス事業実施要綱	負担割合	市 10/10
-------	--------------------	------	---------

<目的・事業内容>

支援費制度移行に伴う、ガイドヘルプサービス事業実施要綱の廃止により、ガイドヘルプサービスの利用対象とならなくなった障害者に対して、生活の急激な変化から生じる影響を緩和するため、本市独自の事業として、ヘルパーによる外出時の介助サービスを実施することにより、在宅の身体障害者の自立と社会参加の促進を図る。

<実 績>

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
延利用時間	145	116	123	135	—
事業費（千円）	189	151	163	176	—

※令和4年度末で事業終了

(16) コミュニケーション支援事業

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市 1/4
-------	------------------------------	------	---------------------

<目的・事業内容>

聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を推進するために、要約筆記奉仕員・手話奉仕員の派遣事業、手話通訳者の配置事業を行い、聴覚障害者等の社会参加を促進する。

<実 績>

要約筆記奉仕員派遣事業

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
延派遣回数	1	0	0	1	1
事業費（千円）	23	20	20	24	26

手話奉仕員派遣事業

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
延派遣回数	93	65	53	48	63
事業費（千円）	232	139	119	182	237

手話通訳者設置事業

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5

配置時間	—	—	—	—	—
庁舎外での延対応回数	101	66	91	103	
事業費（千円）	5,512	6,089	6,123	6,248	6,925

※平成29年4月から、手話通訳士等を常勤で2名配置。

(17) 地域活動支援センター事業

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	負担割合	基礎的事業分（市 10/10）, 機能強化事業分（国 1/2, 県 1/4, 市 1/4）
-------	------------------------------	------	--

<目的・事業内容>

障害者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動（ぬり絵や小物入れ作り等）又は生産活動の機会の提供（パソコン教室、英会話教室等）、社会との交流の促進（ボランティア活動等）等の便宜を供与する。

<実績Ⅰ型>

年度 区分	R1	R2	R3	R4	R5
延利用回数（延登録者数）	7,910	6,735	5,397	5,177	5,437
事業費（千円）	19,520	19,520	19,520	19,520	19,520
事業所数	2	2	2	2	2

<実績Ⅱ型>

年度 区分	R1	R2	R3	R4	R5
延利用回数（延登録者数）	1,711	1,189	1,468	1,310	1,262
事業費（千円）	7,300	7,300	7,300	7,300	7,300
事業所数	1	1	1	1	1

<実績Ⅲ型>

年度 区分	R1	R2	R3	R4	R5
延利用回数（延登録者数）	2,649	2,411	1,322	1,325	1,422
事業費（千円）	11,800	11,800	5,900	5,900	5,900
事業所数	2	2	1	1	1

(18) 日常生活用具給付事業

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市 1/4
-------	------------------------------	------	---------------------

<目的・事業内容>

在宅の重度障害者（児）等に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資する。

<実績>

（単位：件）

年度 区分	R1	R2	R3	R4	R5
特殊寝台	5	7	2	5	8
視覚障害者用時計	3	5	6	4	2
視覚障害者用ポータブルレコーダー	3	1	2	3	2
入浴補助用具	3	5	4	2	7

聴覚障害者用屋内信号装置	5	2	0	1	1
聴覚障害者用通信装置	2	0	1	0	1
ストーマ装具・紙おむつ等・収尿器	2,983	2,952	2,947	2,791	2,712
その他	81	64	82	68	54
合 計	3,085	3,036	3,044	2,874	2,787
事業費（千円）	33,308	32,226	30,599	30,050	29,371

(19)日中一時支援事業

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市 1/4
-------	------------------------------	------	---------------------

<目的・事業内容>

障害者支援施設等を日中における活動の場として提供し、見守り、社会に適応する為の日常的な訓練その他必要な支援を行う。

<実 績>

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
延利用回数	3,343	983	1,679	2,060	2,293
事業費（千円）	7,541	2,235	3,726	4,582	5,292

(20)福祉ホーム事業

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市 1/4
-------	------------------------------	------	---------------------

<目的・事業内容>

低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者の地域生活を支援する施設。

<実 績>

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
延利用回数	36	36	36	24	—
事業費（千円）	1,930	1,930	1,930	1,286	—

※令和4年度末で事業終了

(21)社会参加促進事業

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市 1/4
-------	------------------------------	------	---------------------

<目的・事業内容>

障害者に対する日常生活に係る必要な訓練・指導の実施や各種奉仕員の養成及び派遣を行うほか、手話通訳の福祉課障害福祉担当内設置、点字・声の広報等の発行、自動車運転免許取得・改造の助成、スポーツ教室・大会の開催等を行うことにより、もって障害者の自立と社会参加促進を図る。

<実 績>

(千円)

事業名 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
点訳奉仕員養成事業	150	156	143	143	143
朗読奉仕員養成事業	134	139	127	127	128

要約筆記奉仕員養成事業	—	—	—	—	—
手話奉仕員養成事業	601	※55	540	540	540
点字・声の広報等発行事業	629	629	629	629	629
自動車運転免許取得・改造助成事業	492	180	270	204	360
生活訓練事業	524	※331	※191	※212	524
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	360	360	360	360	360
入院時生活支援事業	30	54	0	0	0

※新型コロナウイルス感染拡大により、中断又は開催できなかったため、減額となっている。

(22)訪問入浴サービス事業

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市 1/4
-------	------------------------------	------	---------------------

<目的・事業内容>

訪問により居宅において入浴サービスを提供することにより、地域における身体障害者の生活を支援するとともに、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る。

<実 績>

年度 区分	R1	R2	R3	R4	R5
利用件数（延数）	234	274	267	296	335
事業費（千円）	2,100	2,558	2,453	2,712	3,902

(23)巡回相談の状況

根拠法令等	身体障害者福祉法	負担割合	—
-------	----------	------	---

<目的・事業内容>

補装具や身体障害者手帳等の相談に応じることにより、身体障害者（児）の福祉の向上を図ることを目的とし、年1回実施している。

<実 績>

年度 区分	R1	R2	R3	R4	R5
相談延べ件数	20	13	10	11	6

(24)福祉タクシー料金助成事業

根拠法令等	大牟田市福祉タクシー料金助成事業実施要綱	負担割合	市 10/10
-------	----------------------	------	---------

<目的・事業内容>

心身に重度の障害を有する者に対しタクシー利用料金の一部（基本料金）を助成することにより日常生活の利便を図る。

<実 績>

年度 区分	R1	R2	R3	R4	R5
交付人員	242	242	233	226	194
交付延枚数	6,682	6,798	6,596	6,440	5,556
利用延枚数	4,839	4,585	4,542	4,483	3,781
事業費（千円）	3,110	2,972	3,075	3,138	2,647

(25)身体障害者相談員・知的障害者相談員

根拠法令等	① 大牟田市身体障害者相談員設置要綱 ② 大牟田市知的障害者相談員設置要綱	負担割合	市 10/10
-------	--	------	---------

<目的・事業概要>

市長より委託を受けた障害当事者や知的障害に精通した者が、身体障害者又は知的障害者の地域活動推進を図るほか、身体障害者又は知的障害者やその保護者の相談に応じ、必要な援助を行う。

<身体障害者相談員名簿>

(任期 令和6年4月～令和9年3月)

区分	氏 名	電 話	F A X	備 考
市	有 松 由 里 子	5 4 - 7 2 1 2		全般
	大 場 和 正	5 8 - 7 3 2 0		〃
	長 井 直 子	5 2 - 8 6 5 5		〃
	松 尾 サ ダ 子	5 6 - 1 6 4 2		〃
	井 上 久 男	0 9 0 - 2 8 5 3 - 4 4 0 9		〃
	本 木 正 敏		4 3 - 3 3 2 7	聴覚

<知的障害者相談員名簿> (任期 令和6年4月～令和9年3月)

区分	氏 名	電 話
市	古 池 亮 子	5 1 - 3 7 1 1
	木 村 香 代 子	0 8 0 - 3 1 8 7 - 6 2 5 0
	増 田 佳 子	5 6 - 3 3 0 8

(26)外国人福祉手当

根拠法令等	大牟田市外国人障害者福祉手当支給要綱	負担割合	市 10/10
-------	--------------------	------	---------

<目的・事業内容>

国民年金制度上の理由で障害基礎年金等の給付を受けることができない障害のある在日外国人に障害者福祉手当を支給することにより、もって福祉の増進を図る。

<実 績>

平成28年度から実績なし。

(27)大牟田市障害者等文化体育施設(サン・アビリティーズおおむた)の利用状況

根拠法令等	大牟田市障害者等文化体育施設条例	負担割合	—
-------	------------------	------	---

サン・アビリティーズおおむたは令和6年3月31日をもって閉館

<目的・事業内容>

障害者等の文化活動やスポーツの振興及び健康の増進を図るとともに、交流の場を提供し、もって障害者等の福祉の増進に寄与する。

<施設の概要>

所 在 地	大牟田市大字手鎌 1380-3
敷地面積	4,794.135 m ²
建築面積	1,582.04 m ²
構 造	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)、平家建
主な施設	アリーナ(体育室)、研修室、音楽室、教養文化室、多目的室、相談室、図書コーナー、相談コーナー、談話コーナー
開 設	昭和59年11月

<利用状況>

年度 区分		R1	R2	R3	R4	R5
開館日数(日)		291	259	289	292	293
利用者	障害者(人)	10,528	5,076	4,956	7,744	11,871
	その他(人)	37,065	18,277	17,872	28,799	31,631
	計(人)	47,593	23,353	22,828	36,543	43,502
障害者利用率(%)		22.1	21.7	21.7	21.2	27.3

※利用者数は、ふれあいパラリンピック&サン・アビまつり等への参加者を含む

(28)扶養共済制度掛金扶助

根拠法令等	大牟田市心身障害者扶養共済掛金の扶助に関する規則	負担割合	県 1/2 市 1/2
-------	--------------------------	------	-------------

<目的・事業内容>

心身障害者扶養共済制度（障害者（児）を扶養する保護者が一定額の掛金を納め、保護者が死亡した場合や重度の障害となった場合に、障害者に終身一定額の年金を支給する制度）の加入者のうち、掛金の納付が困難な者に対してその掛金を扶助する。

<実績>

心身障害者(児)扶養共済事業加入状況

年度 区分		R1	R2	R3	R4	R5
加入世帯数(延)		28	25	24	22	17
扶助世帯数(延)		0	0	0	0	0
扶助料(千円)		0	0	0	0	0

(29)重度障害者医療

根拠法令等	大牟田市重度障害者医療費の支給に関する条例	負担割合	県 1/2 市 1/2
-------	-----------------------	------	-------------

<目的・事業内容>

重度の障害者に対し医療費の一部を支給することにより疾病の早期治療を促進し、もって保健の向上と福祉の増進を図る。

<支給対象者>

次のすべてに該当する者

- ・市内に住所を有するもの
- ・3歳以上の重度の身体障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者(児)
- ・国民健康保険、後期高齢者医療保険又は社会保険に加入している人
- ・生活保護法による医療扶助を受けていないこと
- ・本人及び扶養義務者の前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令に定める額を超えていない者

<実績>

年度 区分		R1	R2	R3	R4	R5
重度障害者	対象者	2,992	2,901	2,789	2,703	2,592
	件数	71,483	64,762	64,563	64,527	65,046
	金額(千円)	328,872	303,920	300,740	286,381	299,650

(30)特別障害者手当等

根拠法令等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	負担割合	国 3/4, 市 1/4
-------	--------------------	------	--------------

<目的・事業内容>

精神又は身体に重度の障害のあるものに手当を支給することにより、その者の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度。

<支給対象者>

- ・精神又は身体に重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする者
- ・その者及び扶養義務者の前年の所得額が制限額未満であるもの

<実 績>

年度		R1	R2	R3	R4	R5
区分						
支給人員	特別障害者手当	1,324	1,315	1,263	1,341	1,416
	障害児福祉手当	645	632	658	665	754
	福祉手当（経過措置分）	165	143	113	96	92
	計	2,134	2,090	2,034	2,102	2,262
支 給 額（千円）		48,157	47,452	46,016	47,925	52,291

※人員は延人員

(31)特別児童扶養手当

根拠法令等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	負担割合	－（県が支給）
-------	--------------------	------	---------

<目的・事業内容>

精神または身体が障害の状態（法令で定める程度以上）にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度。

<支給対象者>

日本国内に住所があり、精神又は身体に別表に該当する程度の障害を有する児童を監護している父か母、又は、父母に代って、その児童を養育している人

<実 績>

（手当支給停止者を除く。令和6年3月31日現在）

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
支給人員	202	220	229	237	258

(32)大牟田市障害者自立支援・差別解消支援協議会の運営

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が目指す「障害のある人が普通に暮らせる地域づくり」を実現するため、具体的かつ定期的な協議を行い、協働して課題の解決を図っていく場として、相談支援事業者や障害福祉サービス事業者、保健・医療機関、教育・雇用関係機関、障害者団体及び行政等で構成する民と官協働の大牟田市障害者自立支援・差別解消支援協議会を設置している。

協議会では、地域の関係機関によるネットワークを構築し、課題ごとに常設部会やプロジェクト会議を設置して、障害者福祉に係る地域の課題抽出とその解決、障害を理由とする差別を解消するための取組みを行っている。

3 精神保健福祉

(1)精神保健福祉相談・訪問事業

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領等	負担割合	基本は県
-------	--	------	------

<目的・事業内容>

精神障害者の早期治療の促進ならびに社会復帰及び自立の促進と地域住民への精神障害についての啓発を行う。心の健康相談の定期開催。窓口での相談受付等を行う。

<実 績>

① 精神保健相談の状況

年 度	精 神 保 健 相 談								
	実人員	延 人 員							
		計	老人精神保健	社 会 復 帰	アルコール	薬 物	思春期	心の健康づくり	その他
R1	83	182	22	21	2	0	2	67	68
R2	222	554	176	32	28	0	17	61	240
R3	130	339	103	6	8	0	0	41	181
R4	101	197	67	15	6	0	1	35	73
R5	81	194	52	8	13	0	0	35	86

② 精神保健訪問指導の状況

年 度	精 神 保 健 訪 問 指 導					
	実人員	延 人 員				
		計	老人精神保健	社会復帰	アルコール・薬物	その他
R1	22	64	7	15	2	40
R2	182	639	226	70	28	315
R3	21	265	155	3	3	104
R4	56	234	116	7	7	104
R5	25	323	188	11	13	111

(2)精神障害の広報啓発事業

根拠法令等	自殺対策基本法、自殺総合対策大綱、 地域自殺対策強化事業実施要綱等	負担割合	県 1/2
-------	--------------------------------------	------	-------

<実 績>

① 地域自殺対策強化事業

ア. 研修・講座

自殺対策研修（職員対象）・自殺対策研修（専門職対象）・こころリラックス講座（一般市民対象 1 回、小学生から高校生の子を持つ保護者等対象 1 回）を合計 4 回実施した。

【参加延人数】 1 1 2 人

イ. 「こころリフレッシュ相談」

日常生活の心配事や困り事で思い悩み、心の健康に不安を感じている人に対して、臨床心理士等による相談支援を実施。

【相談延人数】 1 6 人